関東エリア

低　圧　電　力　プ　ラ　ン

（需給契約条件［低圧］）

2025年４月１日　実施

九電ネクスト株式会社

低圧電力プラン（需給契約条件［低圧］）
目　　次

１　対象のお客さま　……　1
２　契　約　電　力　……　1
３　季　節　区　分　……　2
４　料　　金　……　2
５　そ　の　他　……　3

附　　則　……　5
別　　表　……　6

1　対象のお客さま

この需給契約条件［低圧］（以下「この契約条件」といいます。）は，動力を使用するお客さまで，次のいずれにも該当し，かつ，当社との協議が整った場合に適用いたします。

⑴　次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまであること。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県（富士川以東）

⑵　同一の需要場所において，当社から電灯または小型機器を使用する契約種別として電気の供給（以下「電灯供給」といいます。）を受けていること。

ただし，当社から電灯供給を受けていないお客さまについても，次のいずれかに該当する場合は，適用することがあります。

イ　この契約条件の適用開始にあわせて当社から電灯供給を受けることが明らかな場合で，電灯供給開始に先だってこの契約条件の適用を開始されるとき。

ロ　当社との電灯または小型機器を使用する需給契約の消滅にあわせてこの契約条件の適用を解消されることが明らかな場合で，電灯または小型機器を使用する需給契約消滅後にこの契約条件の適用を解消されるとき。

2　契　約　電　力

⑴　契約電力は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，次により算定された値に力率（100パーセントといたします。）を乗じたものといたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認

いたします。

イ　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)} \times \text{電圧(ﾎﾞﾙﾄ)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

⑵　⑴によりがたい場合には，契約電力は，負荷設備の容量等を基準として，当社とお客さまとの協議によって定めます。

３　季　節　区　分

季節区分は，次のとおりといたします。

⑴　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⑵　そ　の　他　季

毎年４月１日から６月30日および毎年10月１日から翌年の３月31日までの期間をいいます。

４　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および電気供給条件［低圧］（以下「供給条件」といいます。）別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表（燃料費調整）１⑴によって算定された

平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表（燃料費調整）１⑷によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表（燃料費調整）１⑴によって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表（燃料費調整）１⑷によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

⑴　基　本　料　金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，０９８円０５銭

⑵　電　力　量　料　金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円１４銭	２５円５７銭

５　そ　　の　　他

⑴　当社との電灯または小型機器を使用する需給契約が消滅し，１（対象のお客さま）⑵に定める適用範囲を満たしていないことを当社が確認した場合には，当社は，供給条件32（解約等）⑴に準じて需給契約を解約することがあります。

⑵　お客さまが希望される場合で当社が認めたときは，検針の結果等を紙

面により郵送することがあります。この場合，当社は，実費を申し受けるものとし，原則として，料金とあわせて支払っていただきます。

⑶　この契約条件に定めのない事項については，供給条件によるものといたします。

附　　則

１　実　施　期　日

この契約条件は，2025年４月１日から実施いたします。

２　この契約条件の実施に伴う切替措置

2025年５月の料金に係る計量期間等の始期の前日までの料金は，この契約条件によらず，この契約条件実施の際現に適用している需給契約条件［低圧］によります。

別　　表

（燃 料 費 調 整）

1　燃料費調整額の算定

⑴　平 均 燃 料 価 格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1,000}$$

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1,000}$$

⑶　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から10月31日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

⑷　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１８銭３厘

３　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，１⑴の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１⑵によって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。